

移住促進サポートプラン 令和4年度移住促進住宅取得費等補助金チェック表

★重要★

はじめにお読みください

- ① 1～3の各項「対象者の要件」及び「申請者の要件」の内容をご自身で確認の上、チェックしてください。該当するチェック項目のすべてを満たすことが交付の条件です。
- ② 年度中に予算の上限額に達した場合、対象者であっても補助金の交付ができませんので、予めご了承ください。
- ③ 申請書に不備がある場合は、申請をお受けできませんのでご了承ください。
- ④ 新築等をする際に、申請・着工から竣工・実績報告が年度をまたがる場合は、事前にご相談ください。
- ⑤ 本補助金には、返還の要件がありますので、ご注意ください。

目次

1 住宅を新築する場合	…P 1～3
2 新築住宅・中古住宅を購入する場合	…P 4～6
3 中古住宅を改修する場合	…P 7～8
4 返還について	…P 9
5 その他	…P 9
6 よくある質問	…P10～11

1 住宅を新築する場合

(1) 対象者の要件

- 令和2年4月1日以降に、佐久市に転入された方。
または、佐久市に転入される予定の方。
- 転入日から過去5年以内に佐久広域(※)に住民票がない方。
※佐久広域とは、次の11市町村です。
佐久市、小諸市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、
軽井沢町、御代田町、立科町
- 令和2年4月1日以降に新築の契約をした物件であること。
- 市区町村民税に滞納が無いこと。
- 今後5年を超えて佐久市に居住しようとする方。
※返還要件があります。必ずご確認ください。詳しくはP9を参照ください。
- 市内に事務所のある業者との契約であること。
ただし、佐久市に営業所があり、本社が市外の場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。
- 申請時に着工していないこと。
- 中学生以下の扶養する子と同居する場合の加算を申請する場合は、他の補助金で子どもの加算を受けていないこと。
- 申請日から実績報告日が年度をまたがる場合は、申請時にその旨を申し出ること。

(2) 申請者の要件

- 「(1)対象者の要件」の該当するチェック項目すべてを満たすこと。
- 申請者は、契約から支払いまで、同一人であること。
- 共有名義の物件の場合は、代表者一名の申請であること。
※同一物件で二名以上が申請することはできません。

(3) 手続きの流れ(★は申請者が行う項目)

- ①★申請書提出(申請者→市役所)
- ② 申請書審査(市役所)
- ③ 交付決定通知書送付(市役所→申請者)
- ④★(必要な方のみ)変更中止承認申請書提出(申請者→市役所)
- ⑤ (必要な方のみ)変更中止承認申請書審査(市役所)
- ⑥ (必要な方のみ)変更中止承認決定通知書送付(市役所→申請者)
- ⑦★実績報告書提出(申請者→市役所)
- ⑧ 実績報告書審査(市役所)
- ⑨ 確定通知書送付(市役所→申請者)
- ⑩★請求書提出(申請者→市役所)
- ⑪ 補助金振込実行(市役所→申請者)

1 住宅を新築する場合

(4) 各書類の提出期限（特にご注意ください）

書類の種類	提出期限
申請書※1	契約後～着工前（必着）
変更中止承認申請書（増額）	交付決定後～実績報告前（ただし、増額する事由が発生した日が属する年度末は超えないこと）
変更中止承認申請書（減額）	交付決定後～実績報告前
実績報告書	補助事業完了日（工事完了日）が属する年度内
請求書	確定通知書が届いてから、原則 2 週間以内

※1 申請書の提出期限を過ぎたものはお受けできません。なお、提出いただいても、書類の不備がある場合は受理できませんので、期限に余裕をもって申請してください。その間に予算の上限額に達した場合は、申請されても交付対象となりません。

(5) 提出書類

A 申請

- 申請書（様式第 1 号）
- 誓約書（様式第 2 号）
- 過去 5 年間佐久広域にいなかったことを証明できる以下の書類＜コピー＞
 - 「戸籍の附票」（本籍地から取得してください。本籍地を移して 5 年前までの確認が取れない場合は、以前の本籍地分も提出してください。）
- ※申請時に 5 年以上住民票を移していない場合は、申請時点で取得した住民票でも構いません。
- ※「中学生以下の扶養する子と同居する場合の加算」を申請する方は、対象になるお子さんの住民票（生年月日、続柄が記載されたもの）も必要です。
- 申請時において市区町村民税の滞納がないことを証明できる以下の書類＜原本＞
 - 「納税証明書」（令和 4 年度（令和 3 年分）の納税証明です）
（注意：「課税証明書」では滞納がないことを証明できません）
- ※申請日が属する年の 1 月 1 日時点で住民登録のある自治体の役所で取得してください。
- ※申請時点で最新のものをご取得してください。
- ※納税証明書に代えて「滞納がない証明書」も可です。
- ※何らかの理由により、証明書が発行できない場合は、ご相談ください。
- 物件の新築に係る契約書＜コピー＞
 - ※当該契約書の「着工日」が申請日以後の日付になっている必要があります。
 - ※また、「着工日」は、補助対象経費の工事が始まる日です。「着工日」の記載がない契約書については、工事請負業者が作成した「着工日」を記した書面（任意様式）を添付してください。
- 現地の確認ができる地図（GoogleMap 等でも可）
- 営業証明（契約書の事務所の所在地が市外の場合に必要）
 - ※任意様式で業者が作成した書類です。文例は、P9 を参照ください。

1 住宅を新築する場合

B 変更・中止承認申請

- 変更・中止承認申請書（様式第5号）
- その他、根拠資料等

C 実績報告

- 実績報告書（様式第6号）
- 世帯全員の住民票（補助対象物件の住所が確認できるもの）〈コピー〉
- 建築「検査」済証（新築など確認書が必要な場合）〈コピー〉
※建築確認申請が不要な地域であって、建築確認済証が無い場合は、工事届の写しを提出してください。
- 購入時の領収書〈コピー〉
※契約額と領収額が一致しない場合は、詳細な内訳（変更契約書のコピーなど）を提出してください。
※代金の受け取り側（工事請負業者や不動産業者など）が発行する書類が必要です。
- 住宅の写真（多方面から写し、全景が確認できること）
- 補助対象建物の全部事項証明書〈コピー〉（契約書の名義が共有の場合で持分割合の証明が必要な時）
- 他の補助金を受ける場合の証明等（太陽光、断熱補助など）
※決定（確定）通知と補助対象額が分かる書類のコピー

D 請求

- 請求書（様式第9号）
※口座名義人は、申請人と同一人に限ります。
※押印が必要です。
※訂正する場合は、訂正箇所にも押印が必要です。ただし、金額の訂正は認められませんので、金額の記載を間違えた場合は、新しい用紙で作成してください。

2 新築住宅・中古住宅を購入する場合

(1) 対象者の要件

- 令和2年4月1日以降に、佐久市に転入された方。
または、佐久市に転入される予定の方。
- 転入日から過去5年以内に佐久広域(※)に住民票がない方。
※佐久広域とは、次の11市町村です。
佐久市、小諸市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、
軽井沢町、御代田町、立科町
- 令和2年4月1日以降に購入の契約をした物件であること。
- 市区町村民税に滞納が無いこと。
- 今後5年を超えて佐久市に居住しようとする方。
※返還条件があります。必ずご確認ください。詳しくはP9を参照ください。
- 申請時に引き渡しされていないこと。
- 一親等の親族からの購入物件ではないこと。
- 市内に事務所のある業者との契約であること。(中古物件の購入の場合は、中古物件所有者との契約を含む。)
※ただし、佐久市に営業所があり、本社が市外の場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。
- 新築(建売)購入の場合は、建築検査済証の発行日から、1年以内であること。
- 空き家バンク登録物件加算の場合は、物件に「AS0000、NW0000、NGO000、MA0000」のような物件番号が付されていること。
※「佐久市空き家バンク」のホームページには、『空き家バンク登録物件』と『その他物件』の2種類が掲載されています。
『空き家バンク登録物件』は、「AS0000」のような物件番号が付されています。
『その他物件』は、「他-◇-000」のように、最初に「他」という文字がある管理番号が付されています。
このうち、『その他物件』は当該加算の対象とはなりません。
- 中学生以下の扶養する子と同居する場合の加算を申請する場合は、他の補助金で子どもの加算を受けていないこと。
- 申請日から実績報告日が年度をまたがる場合は、申請時にその旨を申し出ること。

(2) 申請者の要件

- 「(1) 対象者の要件」の該当するチェック項目すべてを満たすこと。
- 申請者は、契約から支払いまで、同一人であること。
- 共有名義の物件の場合は、代表者一名の申請であること。
※同一物件で二名以上が申請することはできません。

2 新築住宅・中古住宅を購入する場合

(3) 手続きの流れ (★は申請者が行う項目)

- ①★申請書提出 (申請者→市役所)
- ② 申請書審査 (市役所)
- ③ 交付決定通知書送付 (市役所→申請者)
- ④★(必要な方のみ) 変更中止承認申請書提出 (申請者→市役所)
- ⑤ (必要な方のみ) 変更中止承認申請書審査 (市役所)
- ⑥ (必要な方のみ) 変更中止承認決定通知書送付 (市役所→申請者)
- ⑦★実績報告書提出 (申請者→市役所)
- ⑧ 実績報告書審査 (市役所)
- ⑨ 確定通知書送付 (市役所→申請者)
- ⑩★請求書提出 (申請者→市役所)
- ⑪ 補助金振込実行 (市役所→申請者)

(4) 各書類の提出期限 (特にご注意ください)

書類の種類	提出期限
申請書※1	契約後～引き渡し前 (必着)
変更中止承認申請書 (増額)	交付決定後～実績報告前 (ただし、増額する事由が発生した日が属する年度末は超えないこと)
変更中止承認申請書 (減額)	交付決定後～実績報告前
実績報告書	補助事業完了日 (工事完了日) が属する年度内
請求書	確定通知書が届いてから、原則 2 週間以内

- ※1 申請書の提出期限を過ぎたものはお受けできません。なお、提出いただいても、書類の不備がある場合は受理できませんので、期限に余裕をもって申請してください。その間に予算の上限額に達した場合は、申請されても交付対象となりません。

(5) 提出書類

A 申請

- 申請書 (様式第 1 号)
 - 誓約書 (様式第 2 号)
 - 過去 5 年間佐久広域にいなかったことを証明できる以下の書類 <コピー>
 - 「戸籍の附票」 (本籍地から取得してください。本籍地を移して 5 年前までの確認が取れない場合は、以前の本籍地分も提出してください。)
- ※申請時に 5 年以上住民票を移していない場合は、申請時点で取得した住民票でも構いません。
- ※「中学生以下の扶養する子と同居する場合の加算」を申請する方は、対象になるお子さんの住民票 (生年月日、続柄が記載されたもの) も必要です。

2 新築住宅・中古住宅を購入する場合

- 申請時において市区町村民税の滞納がないことを証明できる以下の書類<原本>
 - 「納税証明書」(令和4年度(令和3年分)の納税証明です)
(注意:「課税証明書」では滞納がないことを証明できません)

※申請日が属する年の1月1日時点で住民登録のある自治体の役所で取得してください。

※申請時点で最新のものをご取得してください。

※納税証明書に代えて「滞納がない証明書」も可です。

※何らかの理由により、証明書が発行できない場合は、ご相談ください。
- 物件の購入に係る契約書<コピー>

※当該契約書の「引渡日」が申請日以後の日付になっている必要があります。
- 現地の確認ができる地図(GoogleMap等でも可)
- 新築(建売)購入の場合は、建築「検査」済証の写し

※「確認」済証ではないのでご注意ください。

※建築確認申請が不要な地域であって、建築確認申請を行っていない場合は、工事届の写しを提出してください。
- 営業証明(契約書の事務所の所在地が市外の場合に必要)

※任意様式で業者が作成した書類です。文例は、P9を参照ください。

B 変更・中止承認申請

- 変更・中止承認申請書(様式第5号)
- その他、根拠資料等

C 実績報告

- 実績報告書(様式第6号)
- 世帯全員の住民票(補助対象物件の住所が確認できるもの)<コピー>
- 購入時の領収書<コピー>

※契約額と領収額が一致しない場合は、詳細な内訳(変更契約書のコピーなど)を提出してください。

※代金の受け取り側(工事請負業者や不動産業者など)が発行する書類が必要です。
- 住宅の写真(多方面から写し、全景が確認できること)
- 補助対象建物の全部事項証明書<コピー>(契約書の名義が共有の場合で持分割合の証明が必要な時)
- 他の補助金を受ける場合の証明等(太陽光、断熱補助など)

※決定(確定)通知と補助対象額が分かる書類のコピー

D 請求

- 請求書(様式第9号)

※口座名義人は、申請人と同一人に限ります。

※押印が必要です。

※訂正する場合は、訂正箇所にも押印が必要です。ただし、金額の訂正は認められませんので、金額の記載を間違えた場合は、新しい用紙で作成してください。

3 中古住宅を改修する場合

(1) 対象者の要件

- 中古住宅の購入補助の対象者である（交付決定を受けている）こと。
- 中古住宅の購入に係る契約日から1年以内に改修を完了できること。
- 市内に事務所のある業者との契約であること。

ただし、佐久市に営業所があり、本社が市外の場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。

(2) 申請者の要件

- 「(1) 対象者の要件」の該当するチェック項目すべてを満たすこと。
 - 申請者は、契約から支払いまで、同一人であること。
 - 共有名義の物件の場合は、代表者一名の申請であること。
- ※同一物件で二名以上が申請することはできません。

(3) 手続きの流れ（★は申請者が行う項目）

- ① 中古住宅の取得補助金の交付決定 ※P4～参照
- ①★申請書提出（申請者→市役所）
- ② 申請書審査（市役所）
- ③ 交付決定通知書送付（市役所→申請者）
- ④★（必要な方のみ）変更中止承認申請書提出（申請者→市役所）
- ⑤ （必要な方のみ）変更中止承認申請書審査（市役所）
- ⑥ （必要な方のみ）変更中止承認決定通知書送付（市役所→申請者）
- ⑦★実績報告書提出（申請者→市役所）
- ⑧ 実績報告書審査（市役所）
- ⑨ 確定通知書送付（市役所→申請者）
- ⑩★請求書提出（申請者→市役所）
- ⑪ 補助金振込実行（市役所→申請者）

(4) 各書類の提出期限（特にご注意ください）

書類の種類	提出期限
申請書※1	<u>物件の購入契約日から1年以内かつ中古住宅の購入補助の交付決定後で、改修着工前（必着）</u>
変更中止承認申請書（増額）	交付決定後～実績報告前（ただし、増額する事由が発生した日が属する年度末は超えないこと）
変更中止承認申請書（減額）	交付決定後～実績報告前
実績報告書	補助事業完了日(工事完了日)が属する年度内
請求書	確定通知書が届いてから、原則2週間以内

※1 申請書の提出期限を過ぎたものはお受けできません。なお、提出いただいても、書類の不備がある場合は受理できませんので、期限に余裕をもって申請してください。その間に予算の上限額に達した場合は、申請されても交付対象となりません。

3 中古住宅を改修する場合

(5) 提出書類

A 申請

- 申請書（様式第3号）
- 見積書<コピー>
- 工事個所を記載した平面図<コピー>
- 着工前の補修箇所の写真
- 営業証明（見積書の事務所の所在地が市外の場合に必要）

※任意様式で業者が作成した書類です。文例は、P9を参照ください。

B 変更・中止承認申請

- 変更・中止承認申請書（様式第5号）
- その他、根拠資料等

C 実績報告

- 実績報告書（様式第7号）
- 領収書<コピー>
- ※代金の受け取り側（施工業者など）が発行する書類が必要です。
- 建築検査済証（大規模改修の場合建築確認が必要）<コピー>
- 改修箇所を記載した平面図<コピー>

※原則、施工業者が作成した書類。ただし、改修箇所が正確に記載されていれば申請者が作成したものでも可。

- 工事個所の写真

D 請求

- 請求書（様式第9号）

※口座名義人は、申請人と同一人に限ります。

※押印が必要です。

※訂正する場合は、訂正箇所にも押印が必要です。ただし、金額の訂正は認められませんので、金額の記載を間違えた場合は、新しい用紙で作成してください。

4 返還について

次のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部または一部の返還の対象となります。(ただし、やむを得ない理由があると認めるときを除く。)

- 補助事業により新築し、又は購入した住宅を当該補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。
- 補助事業により新築し、又は購入した住宅から補助事業者及びその世帯員(令和2年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された者に限る。)の全部が補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。
- 以上のほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。

5 その他

- 営業証明の文例です。

(文例)	営業証明
XXX 工務店は以下の住所に営業所を構え、営業活動を行っている事を証明します。	
営業所名：XXX 工務店 佐久営業所 (従業員数：10人) 住所：佐久市 ABC 電話：0267-12-3456 代表：佐久 鯉太郎	
令和4年〇月〇日 山梨県 ABC 市 1-2-3 XX 工務店 代表取締役 山田太郎 ㊞ <u>(※契約書と同じ名義・印鑑)</u>	

6 よくある質問

Q1. 佐久市への転入日や契約日が、令和2年4月1日より前（令和2年3月31日以前）だが、補助金の対象となるか。

A1. 対象になりません。 令和4年度において、対象となるのが、令和2年4月1日以降に佐久市に転入し（する予定）で、かつ令和2年4月1日以降に契約を締結した方です。

Q2. 佐久市への転入日が令和2年4月1日以降だが、一旦佐久市内の賃貸住宅へ入居し、その後、住宅を新築・購入する場合、対象となるか。

A2. 対象となります。ただし、佐久市への転入日の過去5年以内に佐久広域に住民票がない場合に限りです。

Q3. 令和4年度に住宅を新築（購入・改修）する予定。竣工（引渡し・改修工事完了）が令和5年4月1日以降となるが、補助金の対象となるか。

A3. 対象になりえます。ただし、申請・着工から竣工・実績報告が年度をまたがる場合は、あらかじめ申し出てください。

Q4. 申請はいつすればよいか。

A4. ①住宅を新築する場合は、契約後から着工前、②新築・中古物件を購入する場合は、契約後から物件の引渡しの前、③中古住宅を改修する場合は、物件の購入契約日から1年以内で、改修着工前、にそれぞれ申請していただく必要があります。既に着工されている場合や、引渡しを行ってしまった場合は、申請を受け付けることができません。ただし、中古物件の購入の場合で、契約と引渡しが行われるなど、一定の事情がある場合は、移住交流推進課へご相談ください。

Q5. 住宅の新築や購入の契約は、佐久市内の事業者でないといけないか。

A5. 市内に事務所を有する法人又は個人事業者との契約に限ります（ただし、中古物件の購入の場合は、その中古住宅所有者個人との契約を含みます。）。なお、本社が佐久市外にあり、佐久市内に営業所がある場合は、本社が営業所の証明書の提出を行えば対象とします。

Q6. 支給される補助金の計算方法が分かりません。

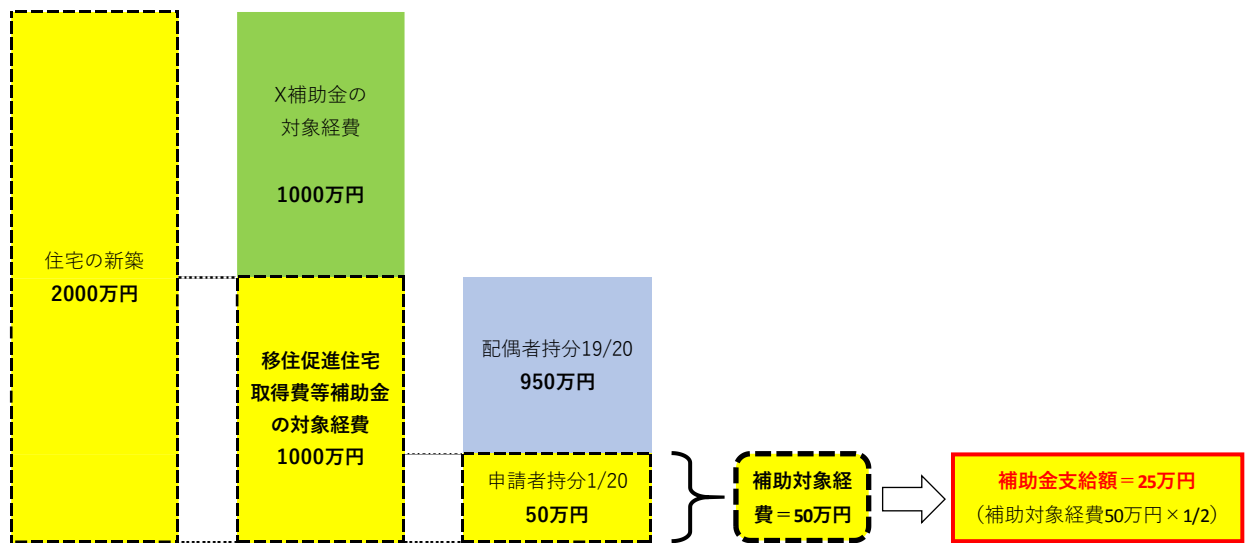
A6. 住宅の新築・新築住宅の購入の場合は、そのかかった費用（土地代を除く）の2分の1以内の金額で、上限が40万円です。

中古住宅の購入の場合は、その購入費用（土地代を含む）の2分の1以内の金額で、上限が20万円です。

ただし、他の補助金等がある場合は、その対象経費を本補助金の対象経費から差し引きます。また、共有の場合は、その持ち分割合に応じて、本補助金の対象経費を案分します。

以下を参照してください。

補助金支給額 一例



【問合せ先】

〒385-8501

長野県佐久市中込 3056

佐久市役所 企画部 移住交流推進課 移住推進係

TEL : 0267-62-4139 (直通)